

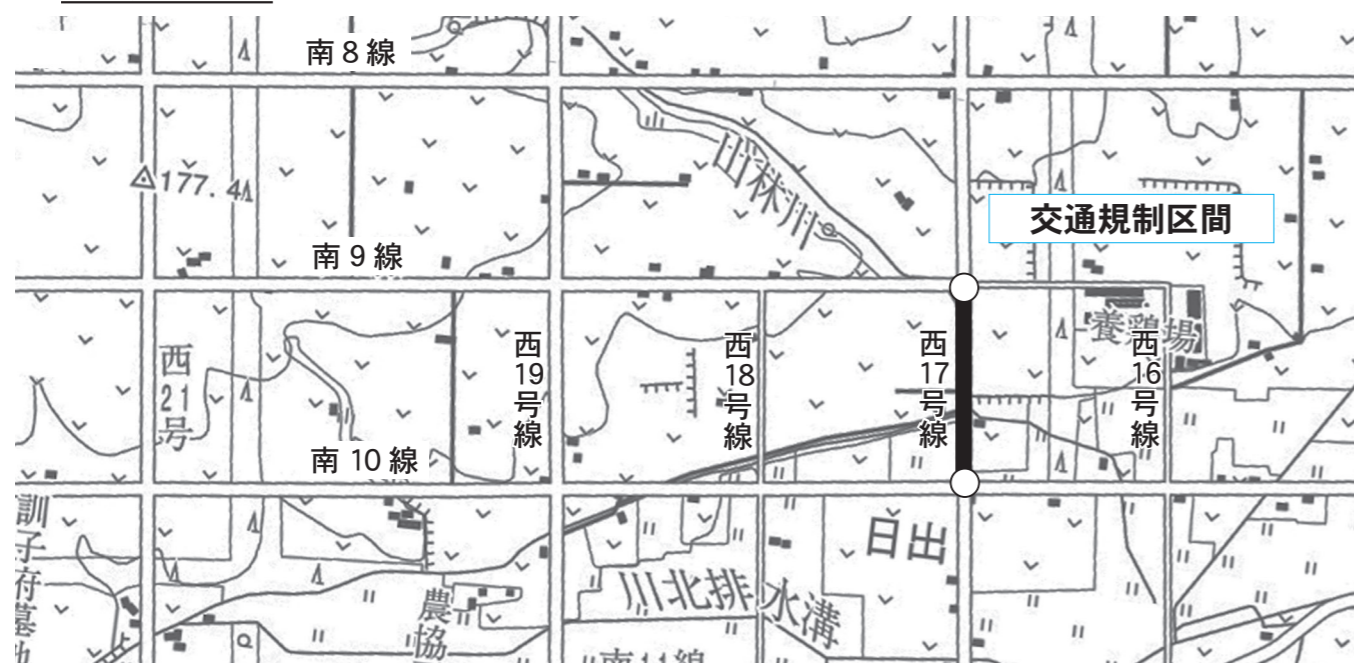
交通規制のお知らせ（町道西 17 号線）

山林川（排水路）整備に係る舗装道路復旧工事のため、町道西 17 号線の南 9 線から南 10 線が片側交互通行となります。

工事期間中は、一般車両の通行や通学などにご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。交通規制を実施する期間などは、次のとおりとなっています。

交通規制区間	町道西 17 号線（南 9 線～南 10 線）
交通規制期間	5 月 1 日～5 月 31 日まで（工事の進捗状況により規制期間が短くなる場合があります）
工事名	山林川地区農業水利施設保全合理化事業 事業主体 北海道オホーツク総合振興局

■交通規制箇所図



■問合せ 建設耕地課耕地改良係（☎ 47-2117 役場 1 階 窓口 4 番）

アライグマに注意

現在では、ほぼ道内全域でアライグマが目撃されており、本町でも農地で発見されています。

アライグマは北米原産の動物ですが、ペットとして日本に輸入されて以降、逃げ出したり捨てられたりしたことが野生化の原因になっています。その影響で、道内の農業被害は、令和 3 年度には約 1 億 4,900 万円と多大な被害をもたらしています。

北海道におけるアライグマの最初の野生化は、昭和 54 年に恵庭市内において飼育されていた 10 頭程度のアライグマが逃亡したのが始まりといわれています。

アライグマの発見または畑などに侵入して農作物が被害に遭っている場合は、農林商工課までご連絡ください。

アライグマの特徴

- しっぽが縞模様
- 目の周りに黒いマスク模様がある
- 成体には凶暴な個体も存在します



■問合せ 農林商工課林務係（☎ 47-2116 役場 2 階 窓口 13 番）

不良空き住宅等除却補助事業のお知らせ

周辺の生活環境に影響をおよぼす空き住宅などを所有者が自ら除却する場合、除却費用の一部を補助（最大 100 万円）しています。不良空き住宅などの除却を検討されている方は、下記までお問い合わせください。

事前調査の受付期間 6 月 10 日(月)まで

○手続きの流れ

補助申請者	訓子府町
①事前調査依頼書の提出（6 月 10 日まで） 補助対象の不良空き住宅に該当するか、事前に調査を依頼	②現地調査・判定 町が現地で対象の空き住宅の調査を行い、補助対象となるか判定
④交付申請書の提出（7 月 31 日まで） 申請可能との通知を受けた場合、関係書類をそろえて町に申請	③判定結果の報告 補助申請の可否について、町から申請者に通知
⑤まで手続きが進んだら 除却事業者との契約・除却工事着手	⑤書類審査・交付決定 内容を審査し、補助金交付が決定した場合、申請者に交付決定を书面で通知 ※補助金交付決定前に契約・着手したものは、補助の対象外となりますので、ご注意ください。
⑥除却完了・完了報告 完了報告は、工事完了後または令和 7 年 1 月 20 日までに提出	⑦書類審査・交付確定 審査により交付金額が決定した場合、申請者に交付確定通知書を送付
⑧請求書の提出 交付確定通知書を受理後 14 日以内または、令和 7 年 2 月 20 日のどちらか早い方の期日までに提出	⑨補助金交付 指定された口座に補助金を振り込み

○対象者

- ・補助の対象となる空き住宅などの所有者または相続人
- ・町税の滞納がない方

○対象となる空き住宅など

- ・訓子府町内に所在し、1 年以上使用していない専用住宅または併用住宅
- ・町の事前調査で、住宅地区改良法の規定に基づく「不良住宅」と判定されたもの
- ・補助申請者において、除却後の跡地を適正に管理することができるもの
- ・町内に本店または支店、営業所などを有する業者による除却工事

○補助額 除却工事費の 2 分の 1 以内（限度額 100 万円）

○補助件数 上限 2 件（補助件数を上回る応募があった場合は抽選となります）

■問合せ 住宅施設課住環境係（☎ 47-2117 役場 1 階 窓口 3 番）